

## 検査結果の届出書

検査実施者		所属(役職等)				
		氏名				
自主検査実施年月日		平成 年 月 日				
検査項目	該当条項			適否の判定	写真番号	備考
	医療法	同法施行規則				
診察室	21①(2)	20(1)		適・否		
手術室	21①(3)	20(2)(3)		適・否		
処置室	21①(4)	20(4)		適・否		
臨床検査施設	21①(5)	20(5)		適・否		
エックス線装置	21①(6)	20(7)		適・否		
調剤所	21①(7)	16①(14)		適・否		
給食施設	21①(8)	20(8)		適・否		
分べん室	21①(10)			適・否		
新生児の入浴施設				適・否		
機能訓練室	21①(11),21②(2)	20(11),21の3		適・否		
消毒施設	21①(12)	21①(1),21②(1)		適・否		
洗濯施設		20①(1)		適・否		
談話室	21①(12) 21②(3)	21①(2) 21の4① 21の4②	21②(2)	適・否		
食堂			21②(3)	適・否		
浴室			21②(4)	適・否		
集中治療室	22(1),22の2(2)	21の5(1),22の3(1)		適・否		
化学、細菌及び病理の検査施設	22(4),22の2(5)	21の5(1)		適・否		
無菌状態の維持された病室	22の2(6)	22の4		適・否		

	検査項目	該当条項		適否の判定	写真番号	備考
		医療法	同法施行規則			
検査 実 施 項 目 及 び 検 査 結 果	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23①	16①(1)	適・否		
	放射線に関する構造設備	23①	16①(1)	適・否		
	病室	23①	16①(2)~(4)・(6)・(7)	適・否		
	機械換気設備	23①	16①(5)	適・否		
	患者の使用する屋内の直通階段	23①	16①(8)・(9)	適・否		
	避難階段	23①	16①(10)	適・否		
	患者が使用する廊下	23①	16①(11)	適・否		
	消毒設備	23①	16①(12)	適・否		
	歯科技工室	23①	16①(13)	適・否		
	防火上必要な設備	23①	16①(15)	適・否		
	消火用の機械又は器具	23①	16①(16)	適・否		

(注) 1 病室、手術室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容を変更する場合には、当該様式を使用すること。

2 検査を行った各構造設備ごとの写真を添付すること。また、写真には「写真番号」欄に記載した番号を付すこと。

3 「適否の判定」欄は、該当する(内容を変更する)構造設備(検査項目)のみについて、構造設備の基準(該当条項を参照)に対する適否の状況を記載すること。

なお、該当条項において面積、幅、設備等が定められている構造設備(検査項目)について記載すること。

4 「写真番号」欄は、該当する(内容を変更する)構造設備(検査項目)のみ記載すること。

5 診療用エックス線装置等の変更・増設の場合は、線量測定結果等を添付すること。